

2019年2月26日

AI ビジネス推進コンソーシアム 第2回総会

議案

※1社につき議決権は1のため、総会参加に関しては1社1名のみの参加としてください。

報告事項 (平成29年12月13日～平成31年2月25日まで) 事業報告の内容報告の件
別紙配付資料をご参照ください。

決議事項

第1号議案 会長1名、副会長3名選任の件

会長、副会長は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、会長1名、副会長3名の選任をお願いするものであります。

会長、副会長候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	会長・副会長の別	氏名	地位・重要な兼職の状況等
1	会長	曾我部 完	株式会社グリッド代表取締役
2	副会長	中条 薫	富士通株式会社 デジタルソリューションサービスビジネスグループ AI・IoT アライアンス担当 エグゼクティブディレクター
3	副会長	小竹 裕之	TIS 株式会社 常務執行役員 AI サービス事業部長
4	副会長	寺澤 豊	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 AI ビジネス推進部 エグゼクティブエンジニア

第2号議案 一般社団法人への移行の件

本コンソーシアムを立ち上げてから約1年が経ちました。ビジネスにおけるAIの利用促進をより加速させるために、法人格のない任意団体から、法人格のある一般社団法人へ移行し、社会と円滑なつながりを持ちながら、事業内容の充実や拡張を図りたいと、運営委員会で移行が提案されました。

現在、本コンソーシアムの会員種別は法人会員と特別会員の2種となっておりますが、

新法人では、会員種別を法人会員A、法人会員B、特別会員の3種といたく存じます。そして、新法人の法人会員Aをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とした上で、法人会員Aの方には、下記のとおり年会費をご負担いただく予定です。なお、年会費をご負担いただく予定の会員の方には、既にご了承をいただいております。つきましては、下記の内容についてご承認をお願いするものであります。

記

一般社団法人への移行について、以下の事項を承認する。

- 1 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定に則り、税制上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人 AI ビジネス推進コンソーシアム（以下、新法人という。）を設立する。
- 2 別添の一般社団法人 AI ビジネス推進コンソーシアム定款及び各種規則を承認する。
なお、若干の修文等については運営委員会に一任する。
- 3 新法人の設立時社員を、株式会社グリッド及び株式会社 zero to one とする。
- 4 新法人の設立時理事を、曾我部完氏、中条薫氏、小竹裕之氏、寺澤豊氏、設立時監事を、福島歩氏とする。
- 5 新法人の設立時会長として、曾我部完氏、副会長として、中条薫氏、小竹裕之氏、寺澤豊氏を推薦する。
- 6 新法人の会員種別及び会費を、次のとおりとする。
 - (1) 法人会員 A 年会費 10 万円 社員総会における議決権あり
 - (2) 法人会員 B 会費負担なし 社員総会における議決権なし
 - (3) 特別会員 会費負担なし 社員総会における議決権なし
- 7 本総会において本議案が可決された場合に、新法人の設立時の本コンソーシアムの会員は、次のとおり、入会の手続きを経ずに、新法人の会員となる。
 - (1) 法人会員のうち、運営委員会に所属する役員又は使用人を有する者 新法人の法人会員 A
 - (2) 法人会員のうち、上記(1)以外の者 新法人の法人会員 B
 - (3) 特別会員のうち、個人以外の者 新法人の法人会員 B
 - (4) 特別会員のうち、個人である者 新法人の特別会員
- 8 本総会において本議案が可決された場合に、新法人の設立時に、本コンソーシアムの全事業及び全財産等の一切の権利・義務を新法人へ譲渡する。
- 9 本総会において本議案が可決された場合に、速やかに新法人を設立し、新法人の設立時に本コンソーシアムは解散する。

以上